

審判番号	本件商標	類	結論	適用条文と要旨
不服2022-008817	知財実務オンライン	9,41,4 5	Z (拒絶)	【商標法3条1項3号、3条2項】
<p>&lt;審決要旨&gt; 「オンラインで提供される知的財産（権）に関する実務についての商品及び役務」であることを表す。</p> <p>(1) 「オンライン」の文字は、本願商標に係る商品や役務が「オンラインで提供されるもの」であるという商品の品質又は役務の質若しくは提供の方法を示すためのものと認識させる。</p> <p>(2) そうすると、本願商標を第41類「知的財産に関するセミナーの企画・運営又は開催」等に使用したときは、これに接する取引者、需要者は、「オンラインで提供される知的財産の実務に関する内容の商品」、又は役務の質を理解するにすぎないから、商標法第3条第1項第3号に該当する。</p>				

審判番号	本件商標	類	結論	適用条文と要旨
不服2023-010093	エデュテインメント EDUTAINMENT	9,16,3 5,43,4 5	Z (拒絶)	【商標法3条1項6号】
<p>&lt;審決要旨&gt; 「当該役務が楽しみながら学ぶ役務」という役務の質を表示したものと容易に理解するにとどまる。</p> <p>(1) 「エデュテインメント（エデュテイメント）」及び「edutainment」の語は、「ゲーム的な要素を取り入れて、楽しく学べるように内容が工夫されたソフトウェア。」や「教育的エンターテインメント」等の意味を有する語として複数の辞書に記載されている。</p> <p>(2) そうすると、楽しみながら学ぶ商品やサービスを提供するという企業理念や姿勢、宣伝広告を表した語と認識するにとどまるなど、楽しみながら学ぶ商品やサービスを表した語として認識するにすぎない。</p> <p>(3) よって、本願商標は、需要者が何人かの業務に係る商品及び役務であるかを認識することができないから、商標法第3条第1項第6号に該当する。</p>				

審判番号	本件商標	類	結論	適用条文と要旨
不服2024-009277	農業 脱炭素・SDGs EXPO	35 41	Y (登録維持)	【商標法4条1項6号】 「SDGs」= 持続可能でよりよい成果を目指す国際的な開発目標
<p>&lt;審決要旨&gt; 本願商標の構成中、「SDGs EXPO」の文字は、「持続可能な開発目標をテーマとする博覧会」ほどの意味合いを容易に認識させ、本願商標全体としても「農業に関する、脱炭素及び持続可能な開発目標をテーマとする博覧会」ほどの一連の意味合いが認識し得るものといえる。</p>				

(1) 本願商標は、その構成中の「SDGs」の文字部分のみに着目し、これを独立した識別標識として認識するとはいえ、むしろ、本願商標の構成文字全体をもって、上述の意味合いを認識し、把握するというべきである。

(2) したがって、「公益に関する事業であつて営利を目的としないものを表示する標章であつて著名なものと同一又は類似の商標」とはいえないから、商標法第4条第1項第6号に該当しない。

審判番号	本件商標	類	結論	適用条文と要旨
不服2024-007223	アヴァンス AVANCE.	44	Y (登録)	【商標法4条1項11号】 アヴァンセ AVANCER

< 審決要旨 >

(1) 「アヴァンス」の末尾の「ス」及び引用商標より生じる称呼「アヴァンセ」の末尾の「セ」は、「ヴァ」の後に吸収される弱音「ン」に続く音であり、「ス」と「セ」は、それぞれ比較的明瞭に発音されるということができる。

(2) そうすると、両称呼は、共に4音という比較的短い音構成からなる称呼であることも相まって、全体の称呼をそれぞれ一連に称呼した場合、語調、語感が相違したものとなり、互いに聴別することができる非類似の商標である。

審判番号	本件商標	類	結論	適用条文と要旨
不服2024-010278	MANJYU	44	Y (登録)	【商標法4条1項11号】 萬 寿

< 審決要旨 > 「マンジュ」の称呼において共通する場合があるとしても、他の称呼において明瞭に聴別でき、外観、観念において相紛れるおそれはない。

(1) 「萬壽」は、「万寿」の語の旧字体表記であると考えられ、また、同語は、「寿命の長いこと」（読みを「える。バンジュ」又は「マンジュ」とするもの。）等を意味する語である。そうすると、引用商標よりは、その構成文字に相応した「バンジュ」又は「マンジュ」の称呼が生じるといえる。

(2) 以上のことからすると、両商標とは、引用商標より複数生じる称呼の一において共通する場合があるとしても、その他の称呼において明瞭に聴別できるものであって、外観においては明確に区別できる別異のものであり、観念において相紛れるおそれのないものであるから、商品の出所について誤認混同を生じるおそれのない、非類似の商標というのが相当である。